


●○ 赤ちゃんがうまれたら ○●

令和4年1月現在

制度(窓口)	内容	手続き
出生連絡票の提出 (新生児・未熟児訪問) (保健センター)	出生連絡票で、訪問を希望された方に、1か月以内に保健師または助産師が訪問し、ご相談に応じます。	ご出産されましたら、できるだけ早く(7日以内)に「出生連絡票(ハガキ)」をご記入のうえ、情報保護シールと切手を貼ってご投函ください。  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 産後射水市内の自宅または実家に帰られる方は、左のコードから電子申請ができます。 </div> ※「出生連絡票」は、出生届とは異なるのでご注意ください。
出生届 (市民課)	出生した日を含め <u>14日以内</u> に、父母の本籍地、住所地、出生地または所在地の市町村役場に、届出をしてください。	<持ち物> ・出生届(出生証明書が記載されたもの) ・母子健康手帳
子ども医療費助成 (子育て支援課)	中学校3年生までのお子さんの入院・通院に係る医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。 ただし、食事療養費は除きます。 ※出生した日の翌日から数えて、 <u>15日以内</u> に手続きしてください。	窓口で受給資格登録を行うと、受給資格証が交付されます。 <持ち物> ・お子さんが加入する予定の父または母の健康保険証 ・申請者及び配偶者の「マイナンバーカード又は通知カード」と「本人確認書類(運転免許証等)」
児童手当 (子育て支援課)	中学校3年生までのお子さんを養育している方へ支給します。 ※出生した日の翌日から数えて、 <u>15日以内</u> に手続きしてください。	窓口へ申請 <持ち物> ・申請者(父または母)の通帳 ・申請者(父または母)の健康保険証 ・申請者及び配偶者の「マイナンバーカード又は通知カード」と「本人確認書類(運転免許証等)」 ※父母のうち生計の維持する程度の高い方が申請者となります。
とやまっ子 子育て応援券 (子育て支援課)	一時預かりやファミリーサポートセンター、読み聞かせ絵本の購入、乳児健康診査や予防接種(インフルエンザ・おたふくかぜ)、フッ素塗布(保健サービスは保険外診療のみ対象)等に利用できるチケットを支給します。 ※詳しくは、とやまっ子子育て応援券のホームページをご覧ください。 第1子は1万円、 第2子は2万円、 第3子以降は3万円分	窓口へ申請 <持ち物> なし

